

発注見直し情報における更新情報の掲示について

下記工事の更新情報（再発注）を掲載しましたので、お知らせいたします。

工事名称：令和7年度 みのお・B・C団地建替事業建設工事

※発注スケジュール・工期の見直しのほか、監理技術者要件を一部緩和しています。

※更新情報として掲載する内容は、予定であり変更する場合や発注を取り止める場合があります。

更新情報

■工事名称	令和7年度 みのお・B・C団地建替事業建設工事
■工事場所	箕面市箕面4丁目9番
■工事概要	(1)工事内容
	敷地面積 15,875㎡、延床面積 9,104㎡、
	鉄筋コンクリート造、5階建4棟、計162戸、
	エレベーター計4基、地盤改良工事（テノコラム法）、
	中空スラブ工法併用、屋外付帯工事一式、雨水貯留槽、
	防火水槽、付属棟（集会所,設備棟,ごみ置場,駐輪等）、
	太陽光発電システム導入等
	(2)工事施工対象
	建築工事、屋内外電気設備工事、屋内外機械設備工事、
	屋内外ガス配管工事（ガス設備機器工事除く）、
	エレベーター設備工事、造園工事一式
■入札方式	事後審査型条件付き一般競争入札 *最低制限価格制度
■公告日	令和7年8月上旬（予定）
■予定価格の公表	令和7年8月上旬（予定）
■質疑期間	交付日より 3ヶ月（予定）
■質疑回答時期	質疑期間 より 4週間（予定）
■入札書の提出時期	令和8年1月（予定）
■入札書の開札時期	令和8年1月（予定）
■予定工期	契約締結予定日（令和8年2月）より 概ね24ヶ月
■入札参加資格	
	①建設業法の業種及び許可の種類 「建築一式工事」の「特定建設業」の許可を有している
	こと。

②入札参加資格の認定	
公告の日までに、かつ、工事期間中において、	
大阪府住宅供給公社建設工事等入札等参加資格者の	
工事業種で「建築一式工事」の登録があること。	
③入札参加が可能な企業形態及び等級【適用する等級年度 令和7年度】	
単体企業	<p style="text-align: center;">特定JV</p> <p style="text-align: center;">*複数の企業で構成する 「特定建設工事共同企業体」</p>
AA	AA+AA、AA+A、AA+B、 AA+AA+AA、AA+AA+A、AA+AA+B、 AA+A+A、AA+A+B、AA+B+B
【下記⑧特記事項を参照】	
④入札参加が可能な業者の所在地	
大阪府内全域	
業者の所在地は、入札等参加資格審査申請書により	
大阪府住宅供給公社（以下、公社という。）に登録の	
大阪府内営業所所在地とする。	
所在地変更があった場合は、本公告日前日までに、	
公社所定の登録事項変更届(様式1)により提出の	
あった営業所所在地(大阪府登録と同じ)とする。	
⑤配置技術者	「建築一式工事」の「監理技術者」を配置できる
こと。（※1）	
⑥その他の入札参加資格	大阪府住宅供給公社が発注する（随意契約・事業提案
競技を除く。）他の工事等について	
(1)公告の日から開札日までに、「施工中でない」	
こと。（※2）	
(2)開札日までに、「当該年度の発注案件において、	
受注実績がない」こと。	
(3)下記「⑧その他」の工事实績を有していること	
（元請としての工事实績であること）。	
(4)本事後審査型条件付き一般競争入札において、	

	単体企業、特定JVの構成員のいかなる形態にあつても、重複して入札書を提出しないこと。(※3)
⑦他の案件への入札参加	入札参加資格要件を満たす者（他の案件の事後審査型条件付き一般競争入札における建設業法、企業等級、入札参加が可能な業者の所在地など全ての要件を満たす者）は、重複して参加できる。
⑧特記事項	(1)企業等級は、大阪府が認定した「建築一式工事」の等級。 (2)特定JVの場合、⑥「その他の入札参加資格」のうち(4)及び⑦「他の案件への入札参加」は、構成員のすべてが該当すること。
⑨その他	●特定JVの結成にあたっては、次に示す該当項目の条件を全て満たしていること。 (1)特定JVで応募する場合の構成は、AA等級を代表構成員とする2者もしくは3者JVとする。 なお、組み合わせは、③入札参加が可能な企業形態及び等級による。 (2)特定JVの代表者は、建設業法第27条の23第2項の規定による経営事項審査の結果の総合評定値（建築一式工事）（以下「経審総合評定値」という。）が上位でかつ出資比率が最大であること。 (3)特定JVの一構成員の出資比率は、2者JVの場合は30%以上、3者JVの場合は20%以上とし、経営形態は共同施工方式とすること。 ●単体企業及び特定JVの構成員は以下の条件の全てを満たすこと。 ただし、特定JVで応募する場合は、以下の(3)及び(4)を代表構成員が満たしていること。 (1)建設業法第15条第1項の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を有していること。 (2)本事後審査型条件付き一般競争入札における、他

<p>の特定JVの構成員でないこと。</p>
<p>(3)RC造又はSRC造の共同住宅（ワンルームマンション及び寄宿舍を除く。）で、延床面積5,463㎡以上、又は戸数98戸以上の施工実績を有していること。</p>
<p>なお、当該実績は、本電子入札公告日から起算して過去15年間に竣工したものに限る。</p>
<p>（同日において工事中であるものを含む。）</p>
<p>また、元請負人として受注し、かつ、一つの契約によりなされたものであること。</p>
<p>特定JVで受注した工事を実績とする場合も、元請けによるものとし、当該JVの形態は共同施工方式で、構成員としての出資比率が20%以上であるものに限る。</p>
<p>(4)次の要件を全て満たす建設業法第26条第2項の規定による建築一式工事に係る監理技術者を本体工事に専任で配置すること。</p>
<p>(a)一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者又は建設業法第15条第2号ハの規定による認定を受けた者であること。</p>
<p>(b)建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証を有する者、かつ、監理技術者講習修了者で、入札書の提出日から起算して過去3ヶ月以上の雇用関係があること。</p>
<p>(c)工事請負工事契約締結日において他の工事に従事していないことが確認できる者であること。</p>
<p>●特定JVの代表者の変更は認めない。</p>
<p>特定JVの代表者以外の構成員については、公社がやむを得ないと認めた場合に限り、変更ができるものとする。</p>
<p>●当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該</p>

<p>工事の請負契約の受注者との随意契約により締結する予定です。</p>
<p>なお、直接関連する他の工事とは既存区域における仮囲い設置工事等です。</p>
<p>(※1) 【重要】</p> <p>監理技術者又は主任技術者は、公共性のある工作物に関する重要な工事【重要な工事とは、請負代金額4,500万円以上（建築一式工事の場合は、9,000万円以上）の工事です】には、工事現場ごとに専任の者を配置する必要があります（建設業法第26条第3項）。</p> <p>この場合、特定建設業又は一般建設業の許可要件である、「経營業務の管理責任者」の配置は認められません。また、「営業所技術者等」の配置は、兼任の要件をすべて満たす場合において、届出書兼誓約書を提出し、かつ厳守できるものに限り兼任を認めます。</p> <p>※監理技術者等の雇用関係については、国土交通省の「監理技術者制度運用マニュアル」によるものとします。</p>
<p>(※2) 【重要】</p> <p>他の案件で落札者となった場合は、その時点より施工中となるため、本件の入札参加資格は失効します。</p> <p>また、その者が入札書を提出しても無効となります。</p>
<p>(※3) 【重要】</p> <p>特定JVとその特定JVの構成員が単体企業として共に入札書を提出した場合は、双方とも入札参加資格を失うものとし、行った入札は無効とします。</p> <p>また、特定JVとその特定JVの構成員の一部が重複する別の特定JVが共に入札書を提出した場合も、双方とも入札参加資格を失うものとし、行った入札は無効とします。</p>

問合せ先
大阪府住宅供給公社 整備推進部 事業推進課 設計グループ
電話番号 06-6203-5456 和田・善家

